

平成23年小野町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

平成23年5月23日(月曜日) 10時45分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第36号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第37号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算(第2号)
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 7 議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 8 議案第40号 小野中学校校舎改築(機械設備)第2回工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	宇佐見 留 男 君	2番	水 野 正 廣 君
3番	国 分 喜 正 君	4番	石 戸 浩 君
5番	遠 藤 英 信 君	6番	村 上 昭 正 君
7番	久 野 峻 君	8番	鈴 木 忠 幸 君
9番	會 田 紳 壽 君	10番	西 牧 煜 君
11番	橋 本 健 君	12番	吉 田 鐵 雄 君
13番	佐 強 登 君	14番	大 和 田 昭 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 穴 戸 良 三 君 副 町 長 大 江 賢 一 君

教 育 長	矢 内 今 朝 見 君	総 務 課 長	駒 木 根 祐 治 君
税 務 課 長	渡 辺 慶 一 君	町 民 生 活 課 長	村 上 春 吉 君
教 育 課 長	先 崎 幸 雄 君	施 設 整 備 室 長	吉 田 浩 祥 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 澄 夫	書	記	味 原 広 一	
書	記	矢 吹 美 加	書	記	根 本 慶 一
書	記	新 田 徹	書	記	照 山 真

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから平成23年小野町議会第4回臨時議会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は14名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

3番 国分喜正 議員

4番 石戸 浩 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田鐵雄君） ご報告申し上げます。

本日午前9時30分より開催した、議会運営委員会の結果について、ご報告申し上げたいと思います。本臨時会の会期については、本日1日限りとすることに決定をいたしました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上をもって報告といたします。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この臨時会の会期を議会運営委員長報告のとおり、本日限りにすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第36号及び議案第37号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第36号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、議案第37号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

鈴木事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第36号及び議案第37号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成23年小野町議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多端の中ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げる案件につきましては、小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認を求める案件ほか、1件の専決処分の承認案件、計2議案。平成23年度小野町一般会計補正予算(第2号)1議案、条例一部改正1議案、契約締結1議案、合計5議案であります。

いずれも緊急かつ重要な案件でありますことから、臨時会を招集申し上げたところであります。

それでは、提出案件につきまして提案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第36号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、関連する町条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

改正内容の概要であります。国民健康保険税の医療分の基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円とし、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円とし、介護分の課税限度額を10万円から12万円にそれぞれ引き上げ、関係条文を整理し、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第37号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。本案は地方税法の一部を改正する法律が、平成23年4月27日に公布、同日に施行されたことに伴い、関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により4月27日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

改正内容の概要であります。東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失額を、平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができることとしたものであり、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができない場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き当該控除を適用することができるものとしたものであります。また、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置を規定したものであります。

なお、施行につきましては、公布の日からとなり、一部規定については、平成24年1月1日から施行するものであります。

以上、議案第36号から議案第37号、条例の専決承認2議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第36号及び議案第37号の質疑

○議長(大和田 昭君) 議案に対する質疑を行います。

議案第36号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び
議案第37号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第36号及び議案37号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第36号及び議案第37号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第36号及び議案37号の2件を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案36号及び議案37号の討論を終わります。

◎議案第36号及び議案第37号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第36号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び
議案第37号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての2議案についてお
諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案36号及び議案37号の2議案については、それぞれ原案のとおり承認されました。

◎議案第38号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第6、議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第2号）を議題といた
します。

事務局長に朗読させます。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第38号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億8,201万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、東日本大震災に係る各方面からの貴重な義援金について、一般寄付金として250万円の増額計上を行う内容であります。

歳出につきましては、消防費、常備消防費、扶助費において、東日本大震災災害見舞金として歳入と同額250万円の増額計上を行う内容であります。

以上、議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第38号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、村上昭正議員。

○6番（村上昭正君） 東日本大震災の義援金ということで、それを流用というようなことだろうと思えますけれども、義援金の総額はどのぐらいだったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 総務課長、駒木根課長。

○総務課長（駒木根祐治君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

義援金の総額ということでございまして、合計金額であります。567万7,135円、これについては5月20日現在でございます。なお、内訳については、個人16名、法人11社、団体等7団体ということでございます。

以上であります。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） そうするとこれ、全額を出すわけではないんだよね。ただその残りの金は、どういう管理になっているんだというような感じがするんだけど、その辺はどうなっているの、これ。

○議長（大和田 昭君） 総務課長、駒木根課長。

○総務課長（駒木根祐治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、現在の義援金については570万円弱でございます。これについては現在預金通帳に管理しております。今般につきましては、そのうち250万円、歳入歳出とも補正させていただきまして、その残りにつきましては、6月の定例議会までには緊急的に必要なものについて再度協議、調整しまして、補正で対応させていただきたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 今まで我々議会で報告していただいたその全壊、半壊、家屋の、それ今日の新聞等見ますと、大分数が違ってきているんですが、どっちが本当なんですか。

○議長（大和田 昭君） 町民生活課長、村上課長。

○町民生活課長（村上春吉君） ただいま吉田鐵雄議員さんの質問にお答えします。

全協で報告させていただいた数値につきましては、全協時点の数値ということでございまして、現在も罹災証明が出ている状況でございまして、本日新聞報道がありました全壊4棟、半壊10棟の内容は、5月20日時点のものでございまして、今後もまだ申請が上がってきている状況でございまして、本日、新聞報道されました数値につきましては、5月20日時点の数値ということでございまして、全壊4棟、半壊10棟ということでございまして。

以上であります。

○議長（大和田 昭君） ほかにありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

◎議案第38号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第38号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案38号の討論を終わります。

◎議案第38号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第38号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大和田 昭君） 起立全員であります。

したがって、議案38号については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第7、議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第39号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。小野町税特別措置条例におきまして、企業立地促進法に掲げる基本計画の集積区域内に立置する事業者についての課税免除措置に該当する同基本計画の変更同意の期限を、平成25年3月31日に延伸する改正であります。公布の日から施行し、平成22年3月25日から適用するものであります。

なお、現在のところ該当する企業は、協同飼料株式会社1社のみであります。

以上、議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第39号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 議案40号について、余り深くは問いませんが……

○議長（大和田 昭君） 39号です。

○12番（吉田鐵雄君） 39号。深くは問いませんが、前にもあったんだよね、この条例ね。結局、これ何年と
いうように、決めていたんだっか、その辺ちょっと定かでないんですが、総務課長で結構ですから、その
辺。

○議長（大和田 昭君） 税務課長、渡辺課長。

○税務課長（渡辺慶一君） 吉田鐵雄議員のご質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、21年からなるところでございまして、3年延長で来ているものでございます。今年度
につきましても3月31日で切れる予定ですが、25年まで、大変失礼いたしました。大変申しわけありませんで
した。2年ごとの延長でございます。23年から25年までの延長ということで、ことしから25年までの2年間延
長になるので、国のほうから定められるもので、それによって改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（大和田 昭君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

◎議案第39号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第39号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案39号の討論を終わります。

◎議案第39号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第39号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり
決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案39号については原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第8、議案第40号 小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第40号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第40号 小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事請負契約の締結についてであります。小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、株式会社大和田工務店等町内業者3社及びセコム東北エンタープライズ株式会社等町外業者5社、合計8社を指名し、5月20日入札執行した結果、6,615万円をもって郡山市八山田六丁目4番地、株式会社エヌエス工業が落札したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第40号 小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事請負契約の締結についてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第40号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第40号 小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事請負契約の締結について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第40号について質疑を終わります。

◎議案第40号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第40号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案40号の討論を終わります。

◎議案第40号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第40号 小野中学校校舎改築（機械設備）第2回工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案40号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田 昭君） これをもって、平成23年小野町議会第4回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時10分